

北上地区消防組合消防本部訓令第5号

消防機関

北上地区消防組合査察規程事務処理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月22日

北上地区消防組合消防本部

消防長 昆野美継

北上地区消防組合査察規程事務処理要綱の一部を改正する訓令

北上地区消防組合査察規程事務処理要綱（平成26年北上地区消防組合消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第18 教示の記載要領（第18条、第19条、第33条、第38条、第43条）</p> <p><u>教示の記載は別記9のとおりとする。</u></p> <p><u>別記9（第18関係）</u></p> <p><u>教示の記載要領</u></p> <p><u>取消、不許可、不適合、不承認、不認可、不認定</u></p> <p><u>（教示）</u></p> <p><u>この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北上地区消防組合管理者に対</u></p>	

して審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

命令（消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項以外の命令の場合）

（教示）

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

命令（消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3

第1項の命令の場合）

（教示）

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。